

議案第62号

関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方税法の一部改正による延滞金の特例規定の改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和31年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(関市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 関市後期高齢者医療に関する条例（平成20年関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(関市介護保険条例の一部改正)

第3条 関市介護保険条例（平成12年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(関市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 関市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年関市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合

(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例附則第2項、第2条の規定による改正後の関市後期高齢者医療に関する条例附則第2条、第3条の規定による改正後の関市介護保険条例附則第6条及び第4条の規定による改正後の関市下水道事業受益者負担に関する条例附則第7項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。